

人事院公示第17号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）別表第3国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第1号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第3号ロ(2)、第4号ロ(2)及び第7号ロ(2)、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(2)並びに同表航空管制官採用試験の項ロ(2)の規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年11月20日

人事院総裁 一宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1～3 [略]	1～3 [略]
4 規則別表第3国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。	4 規則別表第3国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。
一～五 [略]	一～五 [略]
六 学校教育法施行規則第155条第2項第4号から第6号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者	六 学校教育法施行規則第155条第2項第3号から第5号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

七・八 [略]	七・八 [略]
5～33 [略]	5～33 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

2 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1 人事院規則 8—18（採用試験） （以下「規則」という。）別表第3 国家公務員採用総合職試験（院卒者 試験）の項第1号ロに規定する「人 事院がイに掲げる者と同等の資格が あると認める者」は、次に掲げる者 とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 学校教育法第104条第7項第 2号の規定に基づき大学院に相当 する教育を行うと認められた課程 を修了した者及び規則第19条の 規定に基づき告知された当該採用 試験の第1次試験の日の属する年 度（4月1日から翌年3月31日 までをいう。）（以下「試験年度</p>	<p>1 人事院規則 8—18（採用試験） （以下「規則」という。）別表第3 国家公務員採用総合職試験（院卒者 試験）の項第1号ロに規定する「人 事院がイに掲げる者と同等の資格が あると認める者」は、次に掲げる者 とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 学校教育法第104条第4項第 2号の規定に基づき大学院に相当 する教育を行うと認められた課程 を修了した者及び規則第19条の 規定に基づき告知された当該採用 試験の第1次試験の日の属する年 度（4月1日から翌年3月31日 までをいう。）（以下「試験年度</p>

」という。)の3月までに当該課程を修了する見込みの者

三～五 [略]

2 [略]

3 規則別表第3 国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)の項ロ(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」及び同表国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の項ロ(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

一 [略]

二 学校教育法第104条第7項第1号の規定に基づき学士の学位を授与された者

三 学校教育法第104条第7項第2号に規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

四・五 [略]

4 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次

」という。)の3月までに当該課程を修了する見込みの者

三～五 [略]

2 [略]

3 規則別表第3 国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)の項ロ(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」及び同表国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の項ロ(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

一 [略]

二 学校教育法第104条第4項第1号の規定に基づき学士の学位を授与された者

三 学校教育法第104条第4項第2号に規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

四・五 [略]

4 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次

に掲げる者とする。

一 [略]

二 学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

三～六 [略]

七 学校教育法施行規則第155条第2項第5号から第7号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

八・九 [略]

5～13 [略]

14 規則別表第3法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第3号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる者とする。

15 [略]

16 規則別表第3法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第4号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号から第3号まで、第5号

に掲げる者とする。

一 [略]

[号を加える。]

二～五 [略]

六 学校教育法施行規則第155条第2項第4号から第6号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

七・八 [略]

5～13 [略]

14 規則別表第3法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第3号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる者とする。

15 [略]

16 規則別表第3法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第4号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号、第2号、第4号及び第

及び第7号に掲げる者とする。	6号に掲げる者とする。
17 [略]	17 [略]
18 規則別表第3法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第7号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる者とする。	18 規則別表第3法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第7号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる者とする。
19 [略]	19 [略]
20 規則別表第3外務省専門職員採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる者とする。	20 規則別表第3外務省専門職員採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号、第2号及び第6号に掲げる者とする。
21～26 [略]	21～26 [略]
27 規則別表第3航空管制官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる者とする。	27 規則別表第3航空管制官採用試験の項ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号、第2号及び第6号に掲げる者とする。
28～33 [略]	28～33 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

3 この決定による改正のうち、第1項の規定に係るものは平成29年11月20日から、前項の規定に係るものは平成31年4月1日から効力を発生する。